

水稲共済は、自然災害等による減収や品質低下に対し共済金が支払われる公的な保険制度です。近年多発する災害に備え、水稲共済にご加入ください。

JA等の出荷データ又は青色申告関係書類により、品質等級及び収穫量を確認できる方は、収穫量の減少に加え品質の低下による生産金額の減少を対象に9割が補償される「品質方式」での加入をおすすめします。

●品質方式に加入できる方

- ・水稲を JA 等に出荷(籾摺りの依頼を含む)し、品質等級及び収穫量を確認できる農業者
- 青色申告を行っており、各関係書類で品質等級及び収穫量を確認できる農業者

●品質方式はこんな方におすすめ!

- ・ 収穫量の減少に併せ品質等級の低下による収入減も補償し、高い補償割合で加入したい
- 個人の収穫実績によって補償額を計算してほしい

●品質方式のポイント

<補償割合>

収穫量の減少に併せ、品質低下による生産金額の減少も含めた平年生産金額の最高9割を補償 します。補償割合は9割、8割、7割の中から選択できます。農業者ごとの生産金額が補償する 生産金額を下回った場合に、共済金をお支払いします。

く出荷データによる明瞭な引受・評価>

農業者ごとの出荷データ(出荷伝票又は青色申告書)を基に、補償金額の計算、生産金額の減 少額の算定を行います。

品質方式 9 割補償の引受計算例

* 40a の作付けを おこなっている場合

過去の出荷量・収量等級の平均値の 5 年中 3 年平均 10a 当たり生産金額 100,500 円/10a ※一部、計算方法を簡略化しています。

<補償金額>

生産金額 × 本年の作付面積 × 補償割合 100,500円/10a× 40.0a × 9割 = 361,800円

<加入者負担共済掛金>

補償金額 × 掛金率 × 1/2(約半額を国が負担します) 361,800 円 × 0.593% × 1/2 = 1.073 円

併せて事務費賦課金(129円/10a)をご負担いただきます。

●一筆全損特例

耕地ごとに全損被害が発生した場合、農業者単位で補償対象とならない場合でも、補償割合に応じて耕地ごとに最高 7 割の共済金をお支払いします。一筆全損特例は全ての加入者に適用されます。 ※補償額は、加入者が選択した補償割合(9割~7割)により変動します。

●一筆半損特例

耕地ごとに半損以上の被害が発生した場合、農業者単位で補償対象とならない場合でも、補償割合に応じて耕地ごとに最高2割の共済金をお支払いします。

一筆半損特例の適用を受けるには、一筆半損特約の付与を申し込む必要があります。一筆半損特約にかかる加入者負担掛金は、標準的な加入条件で 10a 当たり約72円です。



一部の耕地に大きな被害を受けた場合に共済金をお支払いします。

水稲共済加入に合わせて一筆半損特約の付与をお申し込みください。

※補償額は、加入者が選択した補償割合(9割~7割)により変動します。

●ご負担いただく掛金等

掛金率は過去の事故率により計算されます。事故の多い方は高く、少ない方は安くなります。 平均的な加入条件で、10a 当たり397円の掛金等をご負担いただきます。

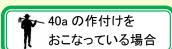
平均的な 10a あたり補償額等(9割補償、基準生産金額 100,500 円/10a、一筆半損特約付与)

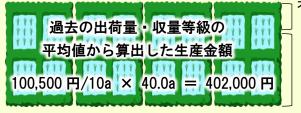
 補償額
 共済掛金総額
 農家負担掛金
 事務費賦課金
 農家負担額計

 90,450 円
 536 円
 268 円
 129 円
 397 円

※補償額、掛金は農業者個々の出荷実績や、事故状況により変動します。

品質方式 9 割補償の共済金計算例 ※一部、計算方法を簡略化しています。





不てん補部分 1割(40,200円)

9割(361,800 円) を補償

90% =

生産金額402,000円

361.800 円

準

本年度の等級別出荷量

十一人人の人がいい。			
等級	出荷量	kg 当たり 単価	生産金額
	1	2	1 × 2
1等	800kg	197 円/kg	157,600 円
2 等	400kg	192 円/kg	76,800 円
3 等	10kg	176 円/kg	1,760 円
		計	236.160 円

<補償額(共済限度額)>

100,500 円

過去 5 年中 3 年平均 10a 当たり生産金額 × 引受面積 × (付保割合)

<生産金額の減少額>

補償額 - 当年産の生産金額 361,800 円 - 236,160 円 = 125,640 円

40.0a ×

支払共**済金** = 生産金額の減少額 × 補償額/共済限度額

125,640 円 × 100% = 125,640 円